

第100回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 11件

(1) 新規条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第62号	<p>○ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件</p> <p>議案第60号の定年引上げ及び「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)の施行に伴い、関係する9つの条例について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和5年4月1日。また、それぞれ必要な経過措置を設ける。</p>	総務課

(2) 改正条例 9件

議案等番号	件名	所管課
議案第60号	<p>○ 淡路市職員の定年等に関する条例(平成17年淡路市条例第31号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地方公務員法の一部を改正する法律」が、令和5年4月1日から施行する。また、国家公務員にあつては、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)により、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで、定年が段階的に引き上げられ、同日から施行する。</p> <p>この改正により、地方公務員についても国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定める必要があることから、同様の措置を講じる。</p> <p>そのため、本市の職員についても、国家公務員の定年を基準として、同様の定年の引上げ及び定年の特例を定めるとともに、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入等に関する事項について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和5年4月1日。ただし、事前情報提供及び勤務意思確認行為については、公布の日とする。</p> <p>また、再任用制度の廃止に伴う定年退職者等の再任用に関する事項、新たに導入する定年前再任用短時間勤務に関する事項等について、それぞれ必要な経過措置を設ける。</p>	総務課
議案第61号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第60号の定年引上げに伴い、地方公務員の給与にあつては、国家公務員の給与で措置が講じられた給料月額7割措置を踏まえ、均衡の原則(地方公務員法第24条)に基づき、当分の間、国と同様の措置を講じる。</p>	総務課

	<p>※ 施行期日等 令和5年4月1日。また、それぞれ必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第63号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和4年人事院勧告において、民間給与の支給状況等を踏まえ、国家公務員の給与について、月例給・特別給ともに支給率の引上げをすることが勧告されたことから、同勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準拠して所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の10」（再任用職員「100分の5」）引き上げ、及び給料月額を平均0.3%引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和5年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>3 第3条の改正により、上記1と同様に会計年度任用職員の給料月額を引き上げる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の給与の改正規定は、令和4年4月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和5年度以後の給与の改正規定については、令和5年4月1日から、第3条の会計年度任用職員の給与の改正規定については、令和5年1月1日からとする。</p>	総務課
議案第64号	<p>○ 淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第63号の改正に伴い、市長等の特別職の特別給の支給割合についても、同様に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職に準じて、期末手当の支給割合を在職期間の区分に応じ、引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和5年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の期末の改正規定は、令和4年12月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和5年度以後の期末の改正規定については、令和5年4月1日からとする。</p>	総務課
議案第65号	<p>○ 淡路市議会議員及び淡路市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成24年淡路市条例第41号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に施行され、最近における物価の変動等</p>	選挙管理委員会事務局

	<p>に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられる。</p> <p>市議会の議員又は市長の選挙については、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定により、衆議院議員及び参議院議員に準じて条例で定めるとされていることから、選挙運動の公営に要する経費について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)で定める額に準じ、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日からとし、施行日以後に告示される選挙から適用する。</p>	
議案第66号	<p>○ 淡路市手数料条例(平成17年淡路市条例第96号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和5年6月から、課税に関する証明書の交付に関し、より利便性の高い市民サービスを提供するため、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)により、証明書の交付を申請し、その交付を受ける「証明書コンビニ交付サービス」の利用を開始する。</p> <p>このサービスの実施に当たり、多機能端末機を利用した場合の証明書の交付手数料を新たに定めるため、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和5年6月1日</p>	財政課
議案第67号	<p>○ 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第135号)等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>本市には汚水処理施設が7施設あり、処理施設の維持管理費や将来発生する施設の更新費用等を削減するため、令和5年3月31日で大町処理区の農業集落排水事業を廃止し、同年4月1日から下水道事業の郡家処理区へ統合することに伴い、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和5年4月1日(一部規定を除く)。ただし、同日の前日までに賦課した、又は賦課すべきであった分担金の額等について、必要な経過措置を設ける。</p>	下水道課
議案第68号	<p>○ 淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第150号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>淡路市津名産地直売所は、食品商業の活性化による地域活力の増進を図るため、地場で生産された農林水産物等の販路拡大を通じて、消費者ニーズに的確に対応するため、平成10年に設置され、平成26年から淡路市商工会が指定管理者として施設の管理を行っている。</p> <p>市商工会が近年、人員削減が進み、かつ社会の高度化多様化により経営支援業務が複雑多岐にわたるなど、直売所の管理が困難で</p>	商工観光課

	<p>ある旨が示され、新たな指定管理者を選定し、又は市が直接に管理することができるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和5年4月1日。ただし、この条例の施行の日の前日までに、改正前の旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為について、必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第69号	<p>○ 淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第164号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>現在の指定管理者は、平成30年から施設の管理をしており、施設利用者の動向等の分析を行う中で、東浦健康増進施設 天然温泉「東浦花の湯」のうち、2階部分を有効活用したい旨の申出がありました。</p> <p>その申出の内容は、2階部分を宿泊施設に改装し、周辺施設との相乗効果により利用促進を図る。</p> <p>市としても指定管理者の主体的な取組を積極的にサポートするため、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	商工観光課

(3) 廃止条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第70号	<p>○ 淡路市立稲家記念館の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第236号）を廃止する条例制定の件</p> <p>本件施設は、平成9年に旧津名町に寄贈されたもので、長年地域の人たちの憩いの場として、地域の活性化等に寄与している。</p> <p>しかしながら、周辺地域での同等施設の整備に加え、昨今のコロナ禍の影響により利用者が年々減少傾向にある。</p> <p>そこで、施設の在り方を検討していたところ、寄附者の相続人から本件施設を活用し地域に貢献したい旨の提案を受け、現在の利用状況や地元住民の意見等も踏まえ、相続人と協議を重ねた結果、寄附者の相続人に譲渡し、民間のノウハウを有効活用し、今後の利活用について検討していくこととしたため、本条例を廃止する。</p> <p>※ 施行期日等 令和5年4月1日。ただし、この条例の施行の日の前日までに、改正前の旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為について、必要な経過措置を設ける。</p>	社会教育課

2 事件決議 10件

議案等番号	件名	所管課
議案第71号	<p>○ 淡路島定住自立圏形成協定の変更の件</p> <p>定住自立圏形成構想により、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、洲本市を中心市として、南あわじ市と本市が「生活</p>	まちづくり 政策課

	<p>機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」の観点から、連携する取組について定める定住自立圏形成協定を締結している。</p> <p>前回の変更から5年が経過し、圏域全体を取り巻く環境が変化していることから、柔軟に対応し、圏域機能の更なる充実を目指すため、本協定を変更する。</p>	
議案第72号	<p>○ 財産処分の件（夢舞台サステナブル・パーク用地）</p> <p>本件土地は、聖隷淡路病院や認定こども園に隣接することから、医療・福祉分野として活用を図り、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりと、定住、移住の増加等につなげ、より一層魅力あるコンパクトシティの構築を目指している。</p> <p>そのことから、民間事業者の持つ英知と活力により、雇用の創出と交流人口の増加、更に地域創生に資することができると思われる事業者は、財産を売却する。</p> <p>1 土地の所在地、地目及び面積 (1) 所在地 兵庫県淡路市夢舞台1番62 (2) 地目 雑種地 (3) 面積 11,195㎡</p> <p>2 売却価格 300,000,000円 3 契約方法 プロポーザル方式による随意契約 4 契約の相手方 学校法人関西看護医療大学 理事長 栗原 英治</p>	企業誘致 推進課
議案第73号	<p>○ （仮称）淡路市新火葬場新築工事請負契約締結の件</p> <p>市内に火葬場が4地域4施設あることは、本市の人口に対し過大な施設数であり、施設の維持管理に係る費用の増大につながっている。また、4施設のうち3施設は供用開始後40年以上が経過しており、長期稼働による老朽化が進んでいる。</p> <p>以上のことから施設を集約し、人生の終焉の場にふさわしい新火葬場を整備するに当たり、新火葬場の新築工事を実施する。</p> <p>1 契約方法 制限付一般競争入札 2 契約額 1,374,780,000円 3 契約相手方 淡路・関西ハウス特定建設工事共同企業体 代表者 淡路土建株式会社 淡路支店 支店長 植野 久雄 4 工事の概要 建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 5 履行期限 契約締結日から令和6年3月15日まで</p>	生活環境課
議案第74号	<p>○ 淡路市立津名中学校大規模改造工事（第1期）請負変更契約締結の件</p> <p>今回の変更契約の主な理由は、令和5年度に施工予定であった部</p>	教育総務課

	<p>室棟の改修について、学校との協議・調整の結果、追加工事として本年度に実施する。</p> <p>また、新型コロナウイルス対策のための換気に伴う害虫等の侵入を防ぐ措置として、各教室等への網戸設置工事等を追加する。</p> <p>(1) 議案番号 議案第36号(令和4年6月20日議決) (2) 当初契約年月日 令和4年6月20日 (3) 契約の目的 淡路市立津名中学校大規模改造工事(第1期) (4) 契約金額の変更 ア 議決金額(当初) 389,400,000円 イ 第1回変更後金額 405,020,000円 ウ 当初からの変更金額 15,620,000円 エ 当初からの増減率 4.0パーセント (5) 契約相手方 常盤興業株式会社 取締役 中田 忠義</p>	
<p>議案第75号</p>	<p>○ 賃借物の毀損に係る損害賠償の額の決定及び和解の件</p> <p>県道富島久留麻線において、本市職員が軽貨物車(リース車両)を横転させる自損事故が発生した。この事故により、当該リース車両を全損させたため、当該リース車両に限り賃貸借契約を中途解約することに伴い、賃貸借契約の債務不履行が生じることから、その損害を賠償する。</p> <p>1 相手方の住所及び氏名 神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号 株式会社トヨタレンタリース神戸 代表取締役 磯寄 喜行</p> <p>2 損害賠償の額 689,920円</p>	<p>社会教育課</p>
<p>議案第76号</p>	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成21年淡路市条例第17号「障害者福祉施設」)</p> <p>1 施設の名称及び所在地 (1) 竹の子 淡路市志筑237番地5 (2) 障がい者地域生活拠点ぼれぼれ 淡路市浅野南2番地40 (3) あいあい 淡路市郡家392番地1 (4) ひまわり 淡路市久留麻1866番地</p> <p>2 指定管理者 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之</p> <p>3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>議案第77号</p>	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成20年淡路市条例第3号「山田活性化センター」)</p> <p>1 施設名等 淡路市山田活性化センター 淡路市山田甲984番地</p>	<p>農林水産課</p>

	2 指定管理者 山田町内会 会長 田中 一光 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 4 選定方法 非公募	
議案第78号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第247号「温水プール「津名温水プール」、「津名第二温水プール」、「北淡温水プール」」） 1 施設名等 (1) 津名温水プール 淡路市大谷169番地 (2) 津名第二温水プール 淡路市志筑1482番地1 (3) 北淡温水プール 淡路市浅野神田89番地2 2 指定管理者 株式会社エヌ・エス・アイ 代表取締役 石川 端 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 4 選定方法 公募	スポーツ 推進課
議案第79号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第250号「体育センター「津名体育センター」」） 1 施設名等 津名体育センター 淡路市大谷176番地1 2 指定管理者 株式会社エヌ・エス・アイ 代表取締役 石川 端 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 4 選定方法 公募	スポーツ 推進課
議案第80号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第251号「武道館」） 1 施設名等 武道館 淡路市大谷194番地 2 指定管理者 株式会社エヌ・エス・アイ 代表取締役 石川 端 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 4 選定方法 公募	スポーツ 推進課

3 予 算 5件
(1) 補正予算 5件

議案等番号	件 名	所管課
議案第81号	○ 令和4年度淡路市一般会計補正予算（第6号） 補正額 5億7,310万円余 補正後の予算額 376億9,670万円余 繰越明許費 1件	財政課
議案第82号	○ 令和4年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） (直営診療施設勘定) 補正額 50万円余 補正後の予算額 1億4,710万円余	福祉総務課
議案第83号	○ 令和4年度淡路市介護保険特別会計補正予算（第2号）	長寿介護課

	(保険事業勘定) 補正額 30万円余 補正後の予算額 54億8,050万円余 (サービス事業勘定) 補正額 6万円余 補正後の予算額 1億1,570万円余	
議案第84号	○ 令和4年度淡路市温泉事業特別会計補正予算(第2号) 補正額 20万円余 補正後の予算額 490万円余	商工観光課
議案第85号	○ 令和4年度淡路市津名港ターミナル事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 60万円余 補正後の予算額 2,010万円余	商工観光課

4 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第3号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 五條正光委員の任期(令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)満了による後任委員候補者の推薦 ※ 後任委員の任期 3年間 令和5年4月1日～令和8年3月31日	市民人権課

5 報 告 1件

議案等番号	件 名	所管課
報告第12号	○ 専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	健康増進課